

## 裁 決 書

〇〇〇〇

審査請求人 〇〇

上記審査請求人が令和 5 年 4 月 7 日に提起した、「令和 5 年 2 月 13 日付施第 112 号書に対する異議申し立てについて（回答）」（令和 5 年 3 月 20 日付施第 214 号。以下「回答書」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事 案 の 概 要

審査請求人は、霧島市建設部建設施設管理課宛に、令和 5 年 2 月 13 日付けの「施 112 号書異議申し立て」と題した文書を送付し、同課がこれに対する回答書を返送したところ、審査請求人が、この回答書提出を対象処分として同年 4 月 7 日付けで、霧島市長に対し、審査請求を行った。

### 審査請求人の主張の要旨

#### 1 令和 4 年 9 月 25 日付けの文書で主張している内容

審査請求人は、令和 4 年 9 月 25 日付けの文書において、次のとおり主張している。

「維持管理者の怠慢な行為によって起きたと言われても言い過では無く、皆さんも賛同して下さると考えます。

#### 【橋と歩道に関する問題】

この道路は新設して 30 年経過。家の前～橋の手前までは歩道は整備されています。

しかし橋自体に歩道、もしくは歩道としての交通区分帯はありません。

橋は通学道路でもあり、近隣住民にとって欠かせない生活道路です。

橋に歩道を設置される事が希望ですが、一先ずは徐行標識や制限速度を落とすなどの標識を両端に設置して頂けないでしょうか？

制限速度 50km 前後で橋を通過する車が大半であり、橋の歩行時はとても危険に感じています。

また、歩道に関して加えて対応をお願いしたい事があります。

橋からゴミステーションまでの歩道がありません。

〇〇営業所の駐車場になっており、歩道との区別、土地の境界が曖昧になっているのではないのでしょうか？

砂利で足元が悪くなっており、手押し車や杖をついた老人には危険なのです。

#### 【道路不備について】

家の前の道路は調査、舗装はして頂きましたが、振動については改善されていないのが、現状です。

睡眠妨害は、日本の環境基準夜間値は屋内デ 40 デシベル以下を根拠としているが、寝室の前で測量したら基準値よりも大きな数字がでています。

振動に関する問題について解決は非常に困難だということであれば寝室の位置を変更(道路と反対側)せざるを得ないです。

私は〇〇で〇〇もあるため、トイレも寝室のすぐ隣に作っていました。

寝室とトイレの移設に関する費用を補填していただきたく、その方向で協議させて下さい。  
？

処理過程における分類

法規文書

条例 規則 規定

#### 〇〇氏内改修工事

平成 22 年 11 月 17 日から

平成 22 年 11 月 30 日まで

作成日平成 25 年 5 月 17 日工事完了してから、2 年 6 月間すぎたころ、牧園町職員 2 名が自宅の、調査にきた浴室の、写真を、取った. この写真を上井君に見せたら、私とは関係がない、いいおつた。、牧園町と国分市が、行政の在り方別なのか、また驚いた。国分市から 2 名の職員が写真を取り来た誰が見較べでも、違いがわかる、。また、隠蔽する回答書請求する」

## 2 令和 5 年 2 月 13 日付けの文書で主張している内容

審査請求人は、令和 5 年 2 月 13 日付けの文書において、次のとおり主張している。

「① 道路は新設し 30 年程経過した近隣住民取っ、て欠せない生活です当時どのような経過で、設置されなかは、不明の、主帳

不明と 1 言、言えば

1 件落着これが行政はあたりまえ

しきたり、ち道しるべ、また、定めなのか、

全国の、例を見ても例外だ、 全国の例を見てはずかし権力の

凄まじい、争いが あった以前土木業界と木原町長、前田町長と〇〇の争い、争奪戦だった、町民、が置き、去りにれたた、行政は不明だ 一

言で何も無かったかの、ようなふりは許すことはできな、町民を馬鹿にするな、明確なる、回答をもとめる 30 年余り牧園町民は、騙され、全線の開通は未定だ異議の申し立てする。

② 私は当時管理課に、お願い申し上げてきた、〇〇との歩道との区別は明確にするように申しあげてきた、あとで争いなる申し上げ、てきた。そ、境界基準は明確に出た

〇〇わその基準にしたがって、基礎作

り、事務所を建てた、行政はもう一度確認すると、申し述べているが、虚偽行為に当たる、境界確定診断書を

③ 道路補修工事完了は、令 4 年 3 月 31 日

補修工完後 9 カ月で、ひび割れがでてきた、欠陥工事でわないのですか。工事完了以前より震度も騒音も、ひどすぎる、異議申し立てする回答をもとめる。

④ 〇〇家の浴槽、内装工事

作成日平成 25 年 5 月 17 日工事完、了後 2 年 6 ヶ月間過ぎた頃牧園町職員、白石様もう 1 名浴槽、のひび割れの調査きた、白石様に申し述べた土地買収員だったので当初から工事内容目視している、道路の相談した所、道路は割れ目にコルタを、流し込む 1 度だけの、補修と、白線の線引きした作業だった道路、調査の判断は結果早くから、異常状態等、雨水が割れ目に入り混んでい道路ガタガタな状態です工事すよう、お願いしたのだが、合併、後財政難でなかなか、かなわくそこで道路震度の、関係はな説いた、

浴槽のヒビ割れの、写真撮って、於けばあとに、なって、証拠なる為にと残した。道路維持第 1 グかかループ上井君ともう 1 名令和、4 年 4 月 25 日自宅に訪問証拠のヒビ割れの調査写真を撮ってくれたところが上井君は、私には、関係がないまた、上記の記載の異議申し立て 1 から 4 項目の件に付きまして建設部また弁、護士と、会議での結果出され、・施第 112 号令和 4 年 9 月 25 日付け回答がか出された回答ある牧園町、国分市行政の在り方が別のか、また隠蔽するの、明確なる、回答書を求める

以上、」

## 理 由

本件審査請求は、回答書の提出を対象処分と記載していることから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条に基づき行われた、行政庁の処分に対する審査請求であると解される所、法第 2 条では、「行政庁の処分に不服がある者は、（中略）審査請求をすることができる。」と規定し、その対象を「行政庁の処分」に限定している。

そして、この「行政庁の処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうちで、その行為によって、直接国民の権利義務を形成またはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」（最判昭和 39 年 10 月 29 日 民集 18 卷 8 号 1809 頁）。

審査請求人が本件審査請求において審査請求の対象としている回答書は、審査請求人が令和 5 年 2 月 13 日付けで建設部建設施設管理課長に送付した文書に対し当該課長が回答を行ったものであるが、審査請求人が送付した文書は法令に基づく申請等ではなく、苦情、要望、質問等を伝えるもの

であり、これに対して発せられた回答書は、審査請求人の権利義務を何ら変動させるものではなく、回答書の提出は、「行政庁の処分」に該当するものとはいえない。そして「行政庁の処分」でないものは審査請求の対象となり得ず、これを対象とする審査請求は却下せざるを得ない。

なお、審査請求人の審査請求の趣旨を、自身の要望が通らないことであると解し、法第3条に基づく審査請求（不作為についての審査請求）であると仮定した場合であっても、審査請求人の要望の内容には、法令に基づく行政庁に対する処分の申請は含まれないことから、やはり審査請求の対象たり得ない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月17日

審査庁 霧島市長 中重 真一 印

(教示欄)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、霧島市を被告として（訴訟において霧島市を代表する者は霧島市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。